

現場代理人の常駐義務緩和措置について

平成23年11月8日

小野町総務課

小野町発注工事では、小野町工事請負契約約款第10条第2項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けているが、下記の条件に該当する工事に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとする。

記

1 対象工事等

以下のすべての条件を満たす工事間で、現場代理人の兼務を認めることとする。

- (1) それぞれの工事の契約金額が、2,500万円未満であること。
- (2) 兼務する工事はすべて町が発注する工事であること。
- (3) 兼務している期間中は、必ずいずれかの工事現場に常駐できること。
- (4) 現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる工事現場の運営及び安全管理等を行う連絡員を滞在させること。

2 兼務できる工事件数

兼務できる工事件数は3件までとする。

3 緩和措置期間

この運用は平成25年3月31日までの臨時的措置とします。

4 手続き

現場代理人を兼務する場合は、契約時に提出する「現場代理人・主任（監理）技術者通知書」と同時に現場代理人兼務申請書を提出すること。

5 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼務を認めない場合もある。
- (2) 安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに兼務を取り消し、新たに現場代理人を配置すること。
- (3) 現場代理人は、1日に1回以上は兼務する全ての工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

6 適用日

平成23年11月8日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。